

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）（第一条関係）	1
○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）（第二条関係）	36
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第五条関係）	54
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（附則第六条関係）	57
○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第七条関係）	59
○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（附則第八条関係）	61
○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第九条関係）	63
○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第十条関係）	66
○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（附則第十一条関係）	69
○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第十二条関係）	71
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条関係）	74
○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（附則第十四条関係）	78
○保険業法（平成七年法律第五号）（附則第十五条関係）	80
○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（附則第十六条関係）	82
○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（附則第十七条関係）	84
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（附則第十八条関係）	86
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第十九条関係）	87

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条―第二十二 条の十六）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>第九章 割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）</p> <p>第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等</p> <p>第一節 国際協力排出削減量の記録等（第五十七条の二―第五十七 条の五）</p> <p>第二節 国際協力排出削減量の管理（第五十七条の六―第五十七 条の十八）</p> <p>第三節 指定実施機関（第五十七条の十九―第五十七 条の三十三）</p> <p>第四節 主務省令への委任（第五十七 条の三十四）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～7（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条―第二十二 条の十四）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>第九章 割当量口座簿等（第四十三条―第五十七 条）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～7（略）</p>

8 この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

(新設)

9 この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であつて、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及びパリ協定第十三条7(a)に規定する目録に係る報告書を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 (略)

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 (略)

2～5 (略)

2～5 (略)

6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。

7) 12) (略)

13) 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

14) (略)

15) 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

16) 18) (略)

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

(新設)

6) 11) (略)

12) 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

13) (略)

14) 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15) 17) (略)

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の七第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

三・四（略）

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

七 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

八 特定盛土等規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の六第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

三・四（略）

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二條の八において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二條の八において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

（新設）

（新設）

一項の特定盛土等規制区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第三十条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

九 (略)

十 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二條の十二第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

十一 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二條の十二第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならぬもの 都道府県知事

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一〜三 (略)

四 前項第七号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

五 前項第八号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

六 前項第十号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九

七 (略)

八 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

九 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二條の十第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならぬもの 都道府県知事

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

四 前項第八号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九

条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。

6・7 (略)

8 河川管理者は、第四項第九号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9～13 (略)

14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第十一号まで」とする。

15 第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

16 計画策定市町村が指定都市等である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件並びに第五項第四号及び第五号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第九号から第

条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。

6・7 (略)

8 河川管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9～13 (略)

14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（次項並びに第六十五条第六号及び第七号において「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで」とする。

15 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

（新設）

十一号まで」とする。

17 計画策定市町村が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とする。

18 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第六号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第九号まで」とする。

19 (略)

(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)

第二十二条の三 (略)

2～4 (略)

5 前条第三項から第十九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例)

第二十二条の四 (略)

2 第二十二条の二第四項から第十九項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(新設)

16 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第七号まで」とする。

17 (略)

(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)

第二十二条の三 (略)

2～4 (略)

5 前条第三項から第十七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例)

第二十二条の四 (略)

2 第二十二条の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第二十二条の五 二以上の計画策定市町村の区域(第二十一条第六項の規定により地方公共団体実行計画において定められた促進区域内に限る。

一)内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、第二十二条の二第三項の認定を受ける場合には、同条、第二十二条の三、第二十二条の十五及び第二十二条の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する。

2 都道府県は、前項の規定により第二十二条の二第三項の認定(第二十二条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ当該認定に係る計画策定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

3 計画策定市町村の長は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る地域脱炭素化促進事業計画が第二十二条の二第三項第一号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

4 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合(計画策定市町村が指定市町村、指定都市等、都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合を除く。)における第二十二条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号」と

(新設)

する。

5 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村である場合に限る。）における同項並びに同条第四項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号、第五号及び第九号」と、同項第四号及び同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。

6 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定都市等である場合に限る。）における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第七号から第九号まで」と、同項第七号及び第八号並びに同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号及び第五号」とする。

7 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が都市再生特別措置法第八十七條の二第二項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合に限る。）における第二十二條の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号、第七

号及び第九号」と、同項第七号及び同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第四号」とする。

8 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市である場合に限る。）における第二十二條の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第五号までに定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号から第十一号まで」と、同項第十号及び第十一号中「都道府県知事」とあるのは「同法第二十四條の二第一項の政令で定める市の長」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市の長」と、「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第六号」とする。

9 第二十二條の二第九項から第十三項までの規定は、都道府県が第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画（第五項に規定する場合にあつては、同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分を除く。）について同条第三項の認定をしようとするときについて準用する。

10 第二十二條の二第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、第五項に規定する場合において、指定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について同条第四項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、同条第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長

「と、同条第九項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第二号」と、同条第十一項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

第二十二条の六、第二十二条の九 (略)

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例)

第二十二条の十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って宅地造成等工事規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って特定盛土等規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

第二十二条の十一・第二十二条の十二 (略)

(環境影響評価法の特例)

第二十二条の十三 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備(第二十一条第七項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

第二十二条の五、第二十二条の八 (略)

(新設)

第二十二条の九・第二十二条の十 (略)

(環境影響評価法の特例)

第二十二条の十一 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備(第二十一条第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

第二十二條の十四（第二十二條の十六）（略）

第五章 事業活動に伴う排出削減等

（日常生活における排出削減への寄与）

第二十四條 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用等に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（委員会の運営）

第三十六條の十九（略）

2（略）

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子

第二十二條の十二（第二十二條の十四）（略）

第五章 事業活動に伴う排出削減等

（日常生活における排出削減への寄与）

第二十四條 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（委員会の運営）

第三十六條の十九（略）

2（略）

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第三十九条 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 三 (略)

四 日常生活における利用等に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五・六 (略)

3・4 (略)

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第四十五条 (略)

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第三十九条 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 三 (略)

四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五・六 (略)

3・4 (略)

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 保有する算定割当量の種別(第二条第七項各号の種別をいう。以下同じ。)ごとの数量及び識別番号(算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局(以下「事務局」という。))により付された文字及び数字をいう。第四十八条第三項第一号において同じ。)

三・四 (略)

(振替手続)

第四十八条 算定割当量の取得及び移転(以下この章及び第六十二条第二号において「振替」という。)は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2～6 (略)

第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等

(国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施)

第五十七条の二 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類(次項及び次条第二項第一号において「事業設計書」という。)その他主務省令で定める書類を主務

2 (略)

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 保有する算定割当量の種別(第二条第七項各号の種別をいう。以下同じ。)ごとの数量及び識別番号(算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局(以下「事務局」という。))により付された文字及び数字をいう。以下同じ。)

三・四 (略)

(振替手続)

第四十八条 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

大臣に提出するものとする。

2| 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関（次条第二項に規定する認定検証機関をいう。次項において同じ。）の確認を受けなければならない。

3| 第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

4| 主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

5| 主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があつた場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

（認定検証機関）

第五十七条の三 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

2| 前項の認定を受けた者（以下「認定検証機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一| 事業設計書の内容の妥当性の確認

二| 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証

三| 前二号の業務に附帯する業務

3| 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消

（新設）

することができる。

(削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録)

第五十七条の四 第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者(以下「排出削減等協力事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 | 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 | 第五十七条の六第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座

二 | 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあつては、第五十七条の八第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称

三 | 増加の記録に係る国際協力排出削減量の数量

四 | その他主務省令で定める事項

3 | 排出削減等協力事業者は、第一項の申請書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業により削減等が行われた温室効果ガスの量について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関の検証を受けなければならない。

4 | 第一項の規定により提出する申請書には、認定検証機関が前項の規定により行った検証の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

5 | 主務大臣は、第一項の規定により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があつた場合は、第二項第一号に掲げる口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。

(新設)

6 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量の増加の記録をしたときは、その旨を第一項の申請書を提出した排出削減等協力事業者に通知するものとする。

(円滑な実施のための措置)

第五十七条の五 主務大臣は、第五十七条の二第四項及び第五項、第五十七条の三第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理

(国際協力排出削減量口座簿の作成等)

第五十七条の六 主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転（以下「国際協力排出削減量の管理」という。）を行うため、次に掲げる口座を開設するものとする。

- 一 政府保有口座
- 二 法人等保有口座

2 国際協力排出削減量口座簿は、その全部を電磁的記録をもって調製するものとする。

(国際協力排出削減量の帰属)

第五十七条の七 国際協力排出削減量の帰属は、この章の規定による国際協力排出削減量口座簿の記録により定まるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法人等保有口座の記録事項)

第五十七条の八 法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人(当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。)ごとに区分する。

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座番号

二 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地(排出削減等協力事業者である個人にあつては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十七条の十第一項において同じ。)その他主務省令で定める事項

三 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号(国際協力排出削減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十七条の十一第三項第一号において同じ。)

四 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

五 その他政令で定める事項

(法人等保有口座の開設)

第五十七条の九 国際協力排出削減量の管理を行おうとする者(個人にあつては、排出削減等協力事業者である者に限る。次項において同じ。)は、国際協力排出削減量口座簿に、主務大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならない。

2 法人等保有口座は、一の国際協力排出削減量の管理を行おうとする者につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3 第一項の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、そ

(新設)

(新設)

の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定により法人等保有口座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有口座において国際協力排出削減量の管理を行うために必要な事項をその法人等保有口座名義人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十七条の十 法人等保有口座名義人は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他前条第三項の主務省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合には、主務大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。

(振替手続)

第五十七条の十一 国際協力排出削減量の取得及び移転(以下この章及び第六十二条第五号において「振替」という。)は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うも

(新設)

(新設)

のとする。

2 国際協力排出削減量の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる法人等保有口座名義人が、主務大臣に対して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。）により行うものとする。

3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき国際協力排出削減量の数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき口座

三 当該振替の目的が次のいずれに該当するかを別

イ 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。第五十七条の十八第一項において同じ。）

ロ 取消し（主務大臣が、イに掲げる目的以外の目的により、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。）

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 第二項の申請を行った者の法人等保有口座の前項第一号の国際協力排出削減量についての減少の記録

二 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力排出削減量についての増加の記録

（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）

第五十七条の十二 国際協力排出削減量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(質権設定の禁止)

第五十七条の十三 国際協力排出削減量は、質権の目的とすることができない。

(国際協力排出削減量の信託の対抗要件)

第五十七条の十四 国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第五十七条の八第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

(保有の推定)

第五十七条の十五 政府は、その政府保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定する。

2 前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。この場合において、同項中「政府保有口座」とあるのは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

(善意取得)

第五十七条の十六 第五十七条の十一の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りで

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ない。

(国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第五十七条の十七 法人等保有口座名義人は、主務大臣に対し、国際協力排出削減量口座簿の自己の法人等保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(国が決定する貢献のための利用)

第五十七条の十八 無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならない。

2 前項に規定する国際協力排出削減量の我が国の国が決定する貢献のための利用については、パリ協定第六条2に規定する計算方法が適用されなければならない。

第三節 指定実施機関

(指定実施機関の指定)

第五十七条の十九 主務大臣は、その指定する者(以下「指定実施機関」という。)に、前二節の規定による主務大臣の事務(以下「国際協力排出削減量関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 主務大臣は、第一項の規定により指定実施機関に国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせるときは、その適正かつ確実な実施が

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

確保されないおそれがあり、特に必要があると認めるときを除き、当該国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わないものとする。

4 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(指定の基準)

第五十七条の二十 主務大臣は、前条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 その申請に係る指定実施機関となろうとする者が前号の国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよって国際協力排出削減量関係事務が不公正になるおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、国際協力排出削減量関係事務を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

(新設)

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第五十七条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十七条の二十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第五十七条の二十一 主務大臣は、第五十七条の十九第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第五十七条の二十二 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員を選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の二十四第一項に規

(新設)

(新設)

定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第五十七条の二十三 指定実施機関の役員及び職員（第五十七条の十九第四項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事務規程)

第五十七条の二十四 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程（以下この条及び第五十七条の三十一第二項第四号において「事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- 一 国際協力排出削減量関係事務の範囲に関する事項
- 二 国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する事項
- 三 国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項

(新設)

(新設)

四 その他国際協力排出削減関係事務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

3 指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十七条の二十五 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第五十七条の二十六 指定実施機関は、国際協力排出削減関係事務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と国際協力排出削減関係事務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十七条の二十七 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、

(新設)

(新設)

(新設)

国際協力排出削減量関係事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第五十七条の二十八 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関に対し、国際協力排出削減量関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十七条の二十九 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関から国際協力排出削減量関係事務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十六条の三十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(事務の休廃止)

第五十七条の三十 指定実施機関は、主務大臣の許可を受けなければ、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十七條の三十一 主務大臣は、指定実施機関が第五十七條の二十第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第五十七條の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 第五十七條の二十一第二項、第五十七條の二十五、第五十七條の二十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七條の二十二第二項、第五十七條の二十四第四項又は第五十七條の二十八の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七條の二十四第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五 不正な手段により第五十七條の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第五十七條の三十二 前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、主務大臣がその取消し後に新たに指定実施機関を指定したときは、取消しに係る指定実施機関の国際協力排出削減量関係事務に係る財産は、新たに指定を受けた指定実施機関に帰属する。

（新設）

（新設）

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（主務大臣による国際協力排出削減量関係事務の実施）

第五十七条の三十三 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の三十一第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の三十一第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があることを認めるときは、第五十七条の十九第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている国際協力排出削減量関係事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、第五十七条の三十一第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の三十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節 主務省令への委任

（新設）

（新設）

第五十七条の三十四 この章に定めるもののほか、国際協力排出削減量口

座簿における口座の開設並びに国際協力排出削減量の増加の記録及び国際協力排出削減量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、パリ協定及び同協定以外の気候変動への対応に関する我が国が締結した国際約束の内容並びに同協定第十六条に規定する締約国会議の決定に適合するよう、主務省令で定める。

第十章 雑則

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たつての配慮）

第六十条 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者が自主的に行う算定制当量の取得及び国の管理口座への移転、事業者による国際温室効果ガス排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減量の取得及び政府保有口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（新設）

第十章 雑則

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たつての配慮）

第六十条 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者が自主的に行う算定制当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〜三 (略)

四 第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者

五 第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者

六 第五十七条の十七の書面の交付を請求する者

(主務大臣等)

第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 国際協力排出削減量の増加の記録及び指定実施機関に係る事項 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

二 国際協力排出削減量の管理に係る事項 環境大臣及び経済産業大臣
2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。ただし、前章における主務省令は、前項各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

3〜5 (略)

(事務の区分)

第六十五条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(主務大臣等)

第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

(新設)

(新設)

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3〜5 (略)

(事務の区分)

第六十五条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第二十二條の二第四項第四号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項第三号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二條の二第四項第九号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第十号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項

二 第二十二條の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二條の二第四項第七号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第八号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用す

において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号並びに第二十二條の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第四号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

八 第二十二條の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

第六十八條（略）

2 前條第一項の罪は、刑法第二條の例に従う。

第六十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第五十七條の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九條の二 第五十七條の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、

る第二十二條の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

（新設）

第六十八條（略）

2 前條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條の例に従う。

第六十九條 第三十六條の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- 二 第五十七条の九第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けないで、国際協力排出削減量関係事務の全部を廃止したとき。

第七十二条 第二十二條の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

第七十一条 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第七十二条 第二十二條の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(検討)

第二条 (略)

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用等その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

第四条 政府は、令和十二年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

附則

(検討)

第二条 (略)

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用等その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

第四条 政府は、令和七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 国際協力排出削減量の記録、管理等</p> <p>第一節 国際協力排出削減量の記録等（第四十三条―第四十六条）</p> <p>第二節 国際協力排出削減量の管理（第四十七条―第五十七条の三）</p> <p>第三節 指定実施機関（第五十七条の四―第五十七条の十八）</p> <p>第四節 主務省令への委任（第五十七条の十九）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）</p> <p>第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等</p> <p>第一節 国際協力排出削減量の記録等（第五十七条の二―第五十七条の五）</p> <p>第二節 国際協力排出削減量の管理（第五十七条の六―第五十七条の十八）</p> <p>第三節 指定実施機関（第五十七条の十九―第五十七条の三十三）</p> <p>第四節 主務省令への委任（第五十七条の三十四）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。</p> <p>一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量</p> <p>二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位</p>

7| (略)

8| この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第四十五条第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であつて、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

(委員会の運営)

第三十六条の十九 (略)

2~8 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第四十七条第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

三| 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量

8| (略)

9| この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であつて、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

(委員会の運営)

第三十六条の十九 (略)

2~8 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(削る)

第九章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

第四十三条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づき、割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものとする。

(算定割当量の帰属)

第四十四条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

- 一 国の管理口座
- 二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座
- 2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。

(削る)

- 3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項
 - 二 保有する算定割当量の種別（第二条第七項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。第四十八条第三項第一号において同じ。）
 - 三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
 - 四 その他政令で定める事項
- (管理口座の開設)
- 第四十六条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。
- 2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。
 - 3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第四十七条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつた場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

(振替手続)

第四十八条 算定割当量の取得及び移転（以下この章及び第六十二条第二号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（以下「振替先口

(削る)

(削る)

座」という。)

三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ 取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）

ロ 次条第二項の義務を履行する目的

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

4 第二項の申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があつた場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

6 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の囑託により行うことができる。

（植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置）

第四十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるもの

（削る）

の取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

第五十条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（質権設定の禁止）

第五十一条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第五十二条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより

（削る）

（削る）

（削る）

、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(保有の推定)

第五十三条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第五十四条 第四十八条(第五項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第五十五条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(勧告及び命令)

第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第九章 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等

第四十三条・第四十四条 (略)

(削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録)

第四十五条 第四十三条第五項の規定による通知を受けた者(以下「排出削減等協力事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 第四十七条第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座

2 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあつては、第四十九条第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称

当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等

第五十七条の二・第五十七条の三 (略)

(削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録)

第五十七条の四 第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者(以下「排出削減等協力事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 第五十七条の六第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座

2 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあつては、第五十七条の八第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称

三・四 (略)

3 3 6 (略)

(円滑な実施のための措置)

第四十六条 主務大臣は、第四十三条第四項及び第五項、第四十四条第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理

第四十七条・第四十八条 (略)

(法人等保有口座の記録事項)

第四十九条 (略)

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等(本店又は主たる事務所をいう。次条第三項及び第五十一条第一項において同じ。)の所在地(排出削減等協力事業者である個人にあつては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十一条第一項において同じ。)その他主務省令で定める事項

三 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号(国際協力排出削減

三・四 (略)

3 3 6 (略)

(円滑な実施のための措置)

第五十七条の五 主務大臣は、第五十七条の二第四項及び第五項、第五十七条の三第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理

第五十七条の六・第五十七条の七 (略)

(法人等保有口座の記録事項)

第五十七条の八 (略)

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地(排出削減等協力事業者である個人にあつては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十七条の十第一項において同じ。)その他主務省令で定める事項

三 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号(国際協力排出削減

減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十二条第三項第一号において同じ。）

四・五 (略)

第五十条・第五十一条 (略)

(振替手続)

第五十二条 国際協力排出削減量の取得及び移転（以下「振替」という。

）は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 (略)

3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二 (略)

三 当該振替の目的が次のいずれに該当するか別

イ 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にするこ
とをいう。第五十七条の三第一項において同じ。）

ロ・ハ (略)

4 (略)

第五十三条・第五十四条 (略)

(国際協力排出削減量の信託の對抗要件)

減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十七条の十一第三項第一号において同じ。）

四・五 (略)

第五十七条の九・第五十七条の十 (略)

(振替手続)

第五十七条の十一 国際協力排出削減量の取得及び移転（以下この章及び

第六十二条第五号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 (略)

3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一・二 (略)

三 当該振替の目的が次のいずれに該当するか別

イ 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にするこ
とをいう。第五十七条の十八第一項において同じ。）

ロ・ハ (略)

4 (略)

第五十七条の十二・第五十七条の十三 (略)

(国際協力排出削減量の信託の對抗要件)

第五十五条 国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第四十九条第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五十六条 (略)

(善意取得)

第五十七条 第五十二条の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第五十七条の二・第五十七条の三 (略)

第三節 指定実施機関

第五十七条の四 (略)

(指定の基準)

第五十七条の五 (略)

2 主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一・二 (略)

第五十七条の十四 国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第五十七条の八第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五十七条の十五 (略)

(善意取得)

第五十七条の十六 第五十七条の十一の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第五十七条の十七・第五十七条の十八 (略)

第三節 指定実施機関

第五十七条の十九 (略)

(指定の基準)

第五十七条の二十 (略)

2 主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一・二 (略)

三 第五十七条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ (略)

ロ 第五十七条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第五十七条の六 主務大臣は、第五十七条の四第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第五十七条の七 (略)

2 主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の九第一項に規定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第五十七条の八 指定実施機関の役員及び職員(第五十七条の四第四項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用して

三 第五十七条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ (略)

ロ 第五十七条の二十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第五十七条の二十一 主務大臣は、第五十七条の十九第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第五十七条の二十二 (略)

2 主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の二十四第一項に規定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第五十七条の二十三 指定実施機関の役員及び職員(第五十七条の十九第四項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗

はならない。

2 (略)

(事務規程)

第五十七条の九 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程（以下この条及び第五十七条の十六第二項第四号において「事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 2 4 (略)

(事業計画等)

第五十七条の十 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第五十七条の十一 第五十七条の十五 (略)

(指定の取消し等)

第五十七条の十六 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、

用してはならない。

2 (略)

(事務規程)

第五十七条の二十四 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減関係事務の実施に関する規程（以下この条及び第五十七条の三十一第二項第四号において「事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 2 4 (略)

(事業計画等)

第五十七条の二十五 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第五十七条の二十六 第五十七条の三十 (略)

(指定の取消し等)

第五十七条の三十一 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の二十二第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第五十七条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 第五十七条の六第二項、第五十七条の十、第五十七条の十二又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七条の七第二項、第五十七条の九第四項又は第五十七条の十の三の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条の九第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五 不正な手段により第五十七条の四第一項の規定による指定を受けたとき。

3 (略)

第五十七条の十七 (略)

(主務大臣による国際協力排出削減量関係事務の実施)

第五十七条の十八 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の十五第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の十六第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第五十七条の四第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第五十七条の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 第五十七条の二十一第二項、第五十七条の二十五、第五十七条の二十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七条の二十二第二項、第五十七条の二十四第四項又は第五十七条の二十八の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条の二十四第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五 不正な手段により第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

3 (略)

第五十七条の三十二 (略)

(主務大臣による国際協力排出削減量関係事務の実施)

第五十七条の三十三 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の三十一第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第五十七条の十九第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 (略)

3 主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減関係事務を行うこととし、第五十七条の十五第一項の規定により国際協力排出削減関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節 主務省令への委任

第五十七条の十九 (略)

第十章 雑則

(この法律の施行に当たつての配慮)

第六十条 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者による国際温室効果ガス排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減量の取得及び政府保有口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減関係事務を行うこととし、第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の三十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節 主務省令への委任

第五十七条の三十四 (略)

第十章 雑則

(この法律の施行に当たつての配慮)

第六十条 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転、事業者による国際温室効果ガス排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減量の取得及び政府保有口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者

二 第四十八条第二項の振替の申請をする者

(削る)

- 一 第五十条第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者
- 二 第五十二条第二項の振替の申請をする者
- 三 第五十七条の二の書面の交付を請求する者

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

- 二 第五十七条の八第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九条の二 第五十七条の十六第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第五十条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第五十五条の書面の交付を請求する者

四 第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者

五 第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者

六 第五十七条の十七の書面の交付を請求する者

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

- 二 第五十七条の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九条の二 第五十七条の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

二 第五十七条の九第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第五十七条の十四第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の十五第一項の規定による許可を受けないで、国際協力排出削減関係事務の全部を廃止したとき。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 第五十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(削る)

(削る)

(検討)

第二条 (略)

第三条 (略)

二 第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けないで、国際協力排出削減関係事務の全部を廃止したとき。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

四 第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(検討)

第二条 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

第三条 (略)

第四条 (略)

改正案		現行									
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 156 933 347">法律</td> <td data-bbox="837 347 1045 1086"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1086 933 2060">法律</td> <td data-bbox="837 1086 1045 2060"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	法律	<p>（略）</p>	法律	<p>（略）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 1120 933 1310">法律</td> <td data-bbox="837 1310 1045 2060"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 2060 933 2060">法律</td> <td data-bbox="837 2060 1045 2060"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	法律	<p>（略）</p>	法律	<p>（略）</p>
法律	<p>（略）</p>										
法律	<p>（略）</p>										
法律	<p>（略）</p>										
法律	<p>（略）</p>										
<p>地球温暖化 対策の推進 に関する法 一（略）</p>	<p>地球温暖化 対策の推進 ととされている事務のうち、次に掲げるもの 一（略）</p>	<p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一（略）</p>	<p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一（略）</p>								
<p>年法律第百十七号）</p>	<p>これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項第三号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する</p>	<p>、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する</p>	<p>の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）</p>								

権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

三 第二十二條の二第四項第九号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第十号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。)

五 第二十二條の二第九項第二号(第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)
。及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)
。及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号並びに第二十二條の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二

三 第二十二條の二第四項第七号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第八号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。)

五 第二十二條の二第九項第二号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)
。において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)
。において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へ

(略)	
(略)	<p>二条の二第四項第四号の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)</p> <p>八 第二十二條の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務(同法第十五條の三の三第一項に係るものに限る。)</p>
(略)	
(略)	<p>クタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十条（略）</p> <p>②③⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十二の二（略）</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十四 十七（略）</p> <p>⑦ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 <u>国際協力排出削減量</u>を取得し、若しくは譲渡することを内容とする</p>	<p>第十条（略）</p> <p>②③⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 十二の二（略）</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する<u>算定割当量</u>その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十四 十七（略）</p> <p>⑦ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 <u>算定割当量</u>を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締</p>

契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

⑧
②⑤
（略）

結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

⑧
②⑤
（略）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。）の集団をいう。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。）又は金融商品取引所持株式会社グループ（金融商品取引所持株式会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第六十六条の二十三において同じ。）に属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する<u>算定割当量</u>をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。）の集団をいう。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。）又は金融商品取引所持株式会社グループ（金融商品取引所持株式会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第六十六条の二十三において同じ。）に属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所</p>

は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

2・3 (略)

持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（信用協同組合） 第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第八項</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八 二十五（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>7 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業（第五号及び第六号の事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる</p>	<p>（信用協同組合） 第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第七項</u>に規定する<u>算定割当量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八 二十五（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>7 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業（第五号及び第六号の事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる</p>

一〇六 (略)

七 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

8 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2〇5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第七号から第十二号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一〇十一 (略)

十二 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第一号の事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

7・8 (略)

一〇六 (略)

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

8 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2〇5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第七号から第十二号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一〇十一 (略)

十二 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第一号の事業を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

7・8 (略)

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務（以下「商品市場開設業務」という。）及び市場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に<u>関連する業務及びこれに附帯する業務、国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業等（同法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>254 (略)</p> <p>（子会社の範囲）</p> <p>第三条の二 商品取引所は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務（以下「商品市場開設業務」という。）及び市場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に<u>関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する<u>算定割当量</u>をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業等（同法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>254 (略)</p> <p>（子会社の範囲）</p> <p>第三条の二 商品取引所は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務</p>

に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社、國際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2・3 (略)

(認可審査基準)

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所關連会社（商品市場開設業務に附帶する業務を行う会社、商品市場開設業務に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社、國際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。）を子会社として保有することを目的とする者であること。

二(略)

2 (略)

(子会社の範囲)

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれ

に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2・3 (略)

(認可審査基準)

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所關連会社（商品市場開設業務に附帶する業務を行う会社、商品市場開設業務に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帶する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に關連する業務及びこれに附帶する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。）を子会社として保有することを目的とする者であること。

二(略)

2 (略)

(子会社の範囲)

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれ

に附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2
(略)

に附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十四〜二十（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定制当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する<u>算定制当量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十四〜二十（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その</p>

他内閣府令で定める者のために行うものに限る。)を行うことができる。

一〇六 (略)

七 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第三項の規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

七〇九 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

二〇三 (略)

四 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇十二 (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四〇二十 (略)

五 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

他内閣府令で定める者のために行うものに限る。)を行うことができる。

一〇六 (略)

七 算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第三項の規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令で定めるもの

七〇九 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

二〇三 (略)

四 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇十二 (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定制当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四〇二十 (略)

五 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇六 (略)

七 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

6
(略)

一〇六 (略)

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

6
(略)

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第六条（略）</p> <p>2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるものの</p> <p>四（略）</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量の価格</u>その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる</p>	<p>（業務の範囲） 第六条（略）</p> <p>2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>四（略）</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量の価格</u>その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引とし</p>

取引として内閣府令で定めるもの（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

4
5
7
（略）

十二
十六
（略）

て内閣府令で定めるもの（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

4
5
7
（略）

十二
十六
（略）

改 正 案	現 行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十九〇二十五（略）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>7 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する<u>算定割当量</u>その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十九〇二十五（略）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>7 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

一〇四 (略)

五 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

8 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五 (略)

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七〇二十三 (略)

2 (略)

3 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇六 (略)

七 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第一項の

一〇四 (略)

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

8 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五 (略)

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七〇二十三 (略)

2 (略)

3 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇六 (略)

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第一項の規定によ

4・5 (略)
規定により行う業務を除く。)であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

4・5 (略)
のり行う業務を除く。)であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	課税標準	税
	率	率	率
<p>四十 金融商品市場の開設の免許、<u>国際協力排出削減量</u>に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可</p>	<p>四十 金融商品市場の開設の免許、<u>算定割当量</u>に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可</p>	<p>四十 金融商品取引法第八十条第一項（免許）の金融商品市場の開設の免許</p>	<p>四十 金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（<u>算定割当量</u>に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の商品先物取引をするため</p>
<p>(一) (略)</p>	(略)	<p>(一) 金融商品取引法第八十条第一項（免許）の金融商品市場の開設の免許</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>(二) 金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（<u>国際協力排出削減量</u>に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の商品先物取引を</p>	(略)	<p>(二) 金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（<u>算定割当量</u>に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の商品先物取引をするため</p>	<p>一件につき十五万円</p>

するために必要な市場の開設の業務又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）に共通する業務に係るものを除く。）

(三) (九) (略)

(略)

(略)

に必要な市場の開設の業務又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）に共通する業務に係るものを除く。）

(三) 金融商品取引法第百一条の十七第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可

(四) 金融商品取引法第六十七条の十二（規則の認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可

(五) 金融商品取引法第百五十五条第一項（認可）の外国市場取引の認可

(六) 金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可

(七) 金融商品取引法第七十八条第一項（認定金融商品取引業協会の認定）の認定

定金融商品取引業協会の認定

(八) 金融商品取引法第七十九条の七第一項（認定投資者保護団体の目的及び業務）の認定投資者保護団体の認定

(九) 金融商品取引法第百二条の十四（自主規制法人による自主規制業務）の自主規制業務の認可

認可件数

一件につき十五万円

認可件数

一件につき十五万円

認可件数

一件につき十五万円

認可件数

一件につき十五万円

認定件数

一件につき十五万円

認定件数

一件につき九万円

認可件数

一件につき十五万円

<p>(一) (略)</p> <p>(二) 商品先物取引法第三条第一項ただし書（国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係るものを除く。）</p> <p>(三) (略)</p> <p>(七) (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

<p>(一) 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条（設立の許可）の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可</p> <p>(二) 商品先物取引法第三条第一項ただし書（算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係るものを除く。）</p> <p>(三) 商品先物取引法第三百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可</p> <p>(四) 商品先物取引法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可</p> <p>(五) 商品先物取引法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似</p>	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>認可件数</p> <p>認可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可</p>
<p>一件につき十</p> <p>一件につき十</p> <p>一件につき十</p> <p>一件につき十</p> <p>一件につき十</p>	<p>五万円</p> <p>五万円</p> <p>五万円</p> <p>五万円</p> <p>五万円</p>	(略)
<p>五万円</p> <p>一件につき十</p>	<p>五万円</p> <p>一件につき十</p>	(略)

(略)	
(略)	
(略)	

(略)	<p>施設の開設の許可</p> <p>(六) 商品先物取引法第三百四十二条第一項(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可</p> <p>(七) 商品先物取引法第三百三十五条第一項(変更の許可等)(同法第三百四十五条(準用)において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可(同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指数の増加に係るものに限る。)</p>
(略)	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p>
(略)	<p>一件につき十 五万円</p> <p>一件につき三 万円</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p>第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定制当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する<u>算定制当量</u>その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p>第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

一〇三 (略)

四 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

一〇三 (略)

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

改 正 案	現 行
<p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第八項（定義）</u>に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>九〇十五（略）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>九〇十五（略）</p> <p>二〇九（略）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>五 (略)</p> <p>三〇一〇 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>五 (略)</p> <p>三〇一〇 (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〜十五（略）</p> <p>十六 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第八項</u>に規定する<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十七〜二十三（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、<u>第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p>	<p>（業務の範囲） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一〜十五（略）</p> <p>十六 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定制当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第七項</u>に規定する<u>算定制当量</u>その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十七〜二十三（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、<u>第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p>

一〇四 (略)

五 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

8
(略)

一〇四 (略)

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

8
(略)

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第二十一条（略） 2・3（略） 4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一〜十七（略） 十八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>国際協力排出削減量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する国際協力排出削減量）その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。） 十九〜二十五（略） 5・6（略） 7 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第二十一条（略） 2・3（略） 4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一〜十七（略） 十八 金利、通貨の価格、商品の価格、<u>算定割当量</u>（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する算定割当量）その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。） 十九〜二十五（略） 5・6（略） 7 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

一〇四 (略)

五 国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

8
(略)

一〇四 (略)

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

8
(略)

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本計画） 第五条（略） 2～4（略） 5 第二項第二号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第七項の環境省令で定める基準に適合するように定めるものとする。</p> <p>6～12（略）</p>	<p>（基本計画） 第五条（略） 2～4（略） 5 第二項第二号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準に適合するように定めるものとする。</p> <p>6～12（略）</p>

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正）</p> <p>第四百二十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号） 第六十六条第一項及び第六十七条第一項</p> <p>十三〇二十七 （略）</p>	<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正）</p> <p>第四百二十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号） 第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条</p> <p>十三〇二十七 （略）</p>